

仕 様 書

西部医療センター（以下「病院」という。）における器具除染用洗浄器保守業務委託は本仕様書に基づいて行うものとする。

〔対象機器〕 三浦工業株式会社製

・器具除染用洗浄器

RU-240HUW 3基（機番：JP99819036、JP99819037、JP991890038）

・減圧沸騰式洗浄器

RQ-50E 1基（機番：JP99853700）

1 保守期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 定期保守点検

保守期間中に三浦工業株式会社が提供する保守プラン、「ZMP メディカル機器保守契約」に基づき定期点検 2 回を実施すること。また、実施日時については、病院担当者（以下「担当者」という。）と連絡調整を行い、診療への影響が必要最小限になるよう十分考慮した上で決定すること。

3 故障修理

病院から故障発生の連絡を受け付けたときは、担当者と故障状況を調査し速やかに対処すること。また、修理対応に係る技術料、出張費、交通費及び諸経費については、全て受託者の負担とする。

4 定期点検報告書及び故障修理報告書

各報告書は確認印を得た後、担当者へ提出するとともに、写しを 1 部経営課へ提出すること。

5 部品交換

交換が必要な部品については、担当者と協議し部品交換を行うこと。定期交換部品及び故障にともなう修理部品の費用の全てを受託者が負担するものとする。

6 除外事項

次に掲げる故障については、本契約から除外する。

- (1) 病院の故意若しくは重大な過失又は病院周辺設備（電気、空調等）の異常による故障
- (2) 病院独自に変更又は改造した機器の故障
- (3) 受託者以外の者が保守又は修理したことに起因する故障
- (4) 受託者の承認なしに機器を移動又は再設置したことに起因する故障
- (5) 天災その他不可抗力による故障
- (6) 受託者指定又は推薦以外の部品及び消耗品等(薬品を含む)の使用による故障
- (7) メーカー所定の取扱説明書の記載、または受託者から指導された使用方法に従わない使用による故障

- (8) 別表 1 の保守の条件のいずれかを満たさなくなったことに起因する故障
- (9) 別表 2 の委託者が行うべき点検整備を怠ったことによる故障
- (10) 受託者の承認なしに対象機器以外の周辺設備等を変更したことに起因する故障。対象機器の範囲は別表 3 の契約範囲図のとおりとする。
- (11) ボイラ使用燃料不適(廃油使用等)または原水水質不適に起因する故障
- (12) 記録計の消耗品(記録紙、インクカートリッジ等)費用
- (13) 機器の改造、修理、点検、分解及び加工等にクレーンや引込作業等が伴う場合の工事等の費用
- (14) 標準的な部品交換作業以外の特別な作業が必要な場合の費用
- (15) 受託者所定の営業時間外に定期点検を実施した場合の追加料金
- (16) 洗浄用水の変更や洗浄用途の変更に伴い、再調整が必要となった場合の費用

7 検査及び委託料の支払い

- (1) 委託者は、契約期間中に保守業務の完了検査を履行開始日から令和 7 年 9 月末までとその他の期間とで分けて 2 回行うものとし、受託者は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができるものとする。
- (2) 受託者は、(1)における検査の際に、4 に定める報告書及びその他保守業務を履行したことが確認できる書類等を委託者に提出するものとする。ただし、提出書類が既に病院へ報告書が提出されている等の理由で重複する場合その他委託者が必要でないと認めたときは、受託者は、当該書類の提出を省略することができるものとする。

8 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、(1)の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

9 その他

- (1) 受託者は、別記「情報取扱注意項目」及び別記「障害者差別解消に関する特記仕様」を遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、担当者と協議の上、実施すること。

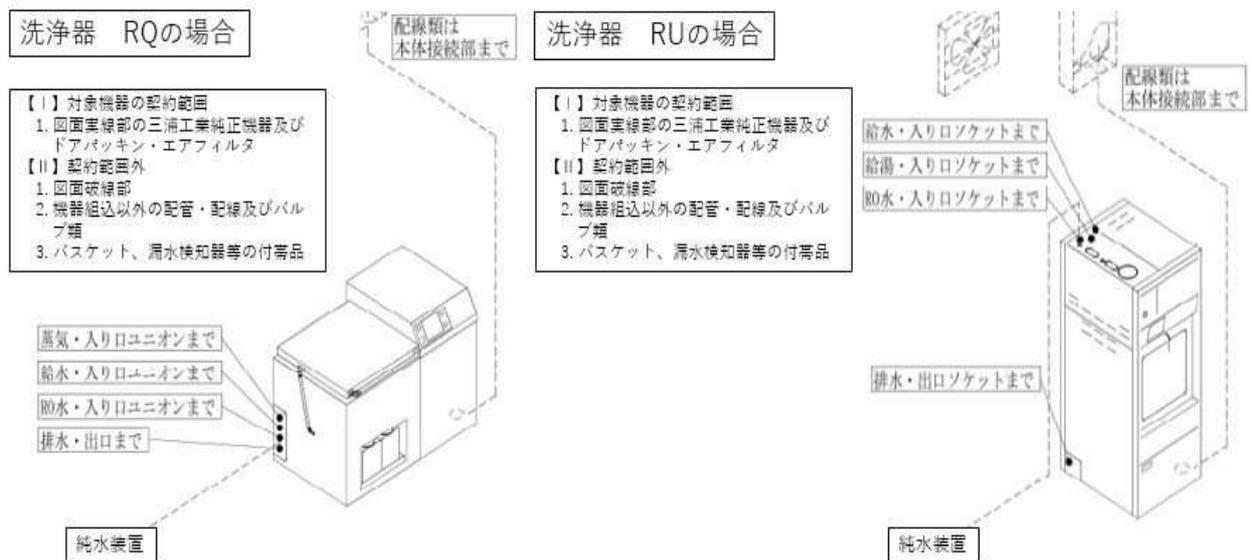
別表 1. 保守の条件

原水水質	水道法第 4 条を満たす水質
RO水水質	電気伝導率 1.5mS/m 以下
洗浄器用洗浄剤 (受託者純正薬品以外使用不可)	RQ: RY-0101M、RY-0501M RU: RY-0101M、RY-0700M、RY-1500

別表 2. 日常点検整備

	点検整備項目
毎日行う点検整備	①配管からの蒸気・水漏れチェック
	②各機器の表示パネルの状況・警報ランプ・ブザーのチェック及び異常時の対処・委託者への連絡
	③給水タンクへの表示パネルの状況・警報ランプ・ブザーのチェック及び異常時の対処・委託者への連絡
	④ドア及び槽内の点検
	⑤ドアパッキンの清拭・点検
	⑥槽内フィルタの掃除
適宜行う点検整備	①本体損傷の有無
	②管及び弁損傷の有無
	③ドアパッキンの交換
	④ストレーナの清掃
	⑤槽内真空ストレーナ清掃交換
	⑥無菌空気フィルタ・サイレンサの点検・交換
	⑦計器類の点検
受託者の技術員の指示による点検整備	①安全装置の点検
	②扉障害物検知装置の点検(洗浄器の対象機種は RN・RU 型)
その他	①受託者による指導・指示事項

別表 3. 契約範囲図



情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。